

衆議院 法律委員會 議 録 第 十 号

平成十八年十一月十四日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 七条 明君

理事 上川 陽子君 理事 倉田 雅年君

理事 棚橋 泰文君 理事 早川 忠孝君

理事 松浪 健太君 理事 高山 智司君

理事 平岡 秀夫君 理事 大川 善徳君

理事 阿部 俊子君 理事 井澤 京子君

理事 稲田 朋美君 理事 近江屋信広君

理事 奥野 信亮君 理事 後藤田正純君

理事 笹川 堯君 理事 杉浦 正健君

理事 田中 良生君 理事 藤井 勇治君

理事 三ツ林隆志君 理事 武藤 容治君

理事 矢野 隆司君 理事 保岡 興治君

理事 柳本 卓治君 理事 石関 貴史君

理事 河村たかし君 理事 北神 圭朗君

理事 松本 謙公君 理事 横山 北斗君

理事 伊藤 渉君 理事 保坂 展人君

理事 滝 実君 理事 山口 俊一君

法務大臣 長勢 甚遠君

法務副大臣 水野 賢一君

法務大臣政務官 奥野 信亮君

法務委員会専門員 小菅 修一君

委員の異動

十一月十四日

辞任

赤池 誠章君

柴山 昌彦君

宮腰 光寛君

森山 眞弓君

大串 博志君

細川 律夫君

補欠選任

井澤 京子君

田中 良生君

藤井 勇治君

阿部 俊子君

北神 圭朗君

松本 謙公君

同日

辞任

阿部 俊子君

井澤 京子君

田中 良生君

藤井 勇治君

北神 圭朗君

松本 謙公君

補欠選任

森山 眞弓君

赤池 誠章君

柴山 昌彦君

宮腰 光寛君

大串 博志君

細川 律夫君

十一月十四日

共謀罪新設法案反対に関する陳情書外一件(大阪府北区南森町一の二の二五小林つとむ外一名)(第一一二号)

死刑執行停止法の早期制定に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の三飯田隆)(第一一三号)

本日の会議に付した案件

信託法案(内閣提出、第百六十四回国会閣法第八三号)

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第百六十四回国会閣法第八四号)

○七条委員長 これより会議を開きます。

第百六十四回国会、内閣提出、信託法案及び第百六十四回国会、内閣提出、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案並びに高山智司君外二名提出の信託法案に対する修正案を一括して議題といたします。

両案及び高山智司君外二名提出の修正案に対する質疑は、去る十日終局いたしております。この際、お諮りいたします。

去る八日、高山智司君外二名から提出されました信託法案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○七条委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

○七条委員長 この際、内閣提出、信託法案に対し、早川忠孝君外二名から、自由民主党、民主体・無所属クラブ及び公明党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。高山智司君。

信託法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○高山委員 ただいま議題となりました信託法案に対する修正案について、提出者を代表して、その主な趣旨を御説明いたします。

政府原案においては、公益信託以外の受益者の定めのない信託は、当分の間、政令で定める法人以外の者を受託者としてすることはできないものとされておりますが、本修正案は、委員会審査において示された事項を踏まえまして、これを修正するものであります。

すなわち、公益信託以外の受益者の定めのない信託は、公益信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討され、その結果に基づいて別に法律で定められる日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を、受託者としてすることができないこととするものであります。

以上が、本修正案の趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○七条委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○七条委員長 これより両案及び修正案を一括して討論に入りますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

これより採決に入ります。

内閣提出、信託法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、早川忠孝君外二名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○七条委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

〔賛成者起立〕

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○七条委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

次に、内閣提出、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○七条委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○七条委員長 この際、ただいま議決いたしました両案に対し、早川忠孝君外三名から、自由民主党、民主体・無所属クラブ、公明党及び社会民主

党・市民連合共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。石関貴史君。

○石関委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 信託が、我が国の社会において、経済的なインフラとして広く利用されている現状にかんがみ、今後とも受託者によつて信託事務が適切に処理されるよう、信託法、信託業法等に基づく受託者の義務について十分な周知を図るほか、必要な方策を講ずること。

二 来るべき超高齢化社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託について、その担い手として弁護士、NPO等の参入の取扱い等を含め、幅広い観点から検討を行うこと。

三 自己信託については、委託者と受託者とは同一人であるという制度の特質に応じた必要な特例が設けられた趣旨にかんがみ、適用が凍結された一年間が経過するまでに、その周知を図るとともに、会計上及び税務上の取扱いその他の事項に関する検討、周知その他の所要の措置を講ずること。

四 受益者の定めのない信託が制度の本旨に反して濫用されることのないよう、その制度の趣旨及び内容の周知徹底に努めるとともに、その利用状況等を踏まえて、信託法附則第三項の取扱いその他受託者等の規制の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。

五 公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかん

がみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○七条委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○七条委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。長勢法務大臣。

○長勢国務大臣 ただいま可決されました信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○七条委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○七条委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○七条委員長 次回は、明十五日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時九分散会

信託法案に対する修正案

信託法案の一部を次のように修正する。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(受益者の定めのない信託に関する経過措置)」を付し、同項中「(当分の間)」を「別に法律で定める日まで」の間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として」に改め、附則に次の一項を加える。

4 前項の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。